2015 7/21

東芝

# 株主、民事訴訟も

## 課徴金、過去最大の可能性

東芝の不適切会計問題は投資家らに与えた影響も大きい。証券取引等監視委員会は本格調査に入り、有価証券報告書の虚偽記載にあたると判断すれば課徴金を課すよう金融庁に勧告する見通し。行政処分に加えて東芝は株主から民事訴訟を起こされる可能性がある。

監視委の対応は金融庁への課徴金勧告と刑事告発がある。後者はより悪質な粉飾決算などが対象だ。今回は損失を隠し続けたオリンパスのような悪質さはないとして検察当局への告発は見送られる公算が大きい。

ただ東芝は2014年3月期までの5年で個人向けを含む合計4600億円の社債を発行した。課徴金は過去最大だったIHIの約16億円を上回る可能性もある。

監視委の判断を見て金融庁の公認会計士・監査審査会も、東芝を担当した新日本監査法人を本格的に調査する方針だ。

東芝が8月末までに提出する予定の有価証券報告書を待ち、東京証券取引所は東芝を内部管理体制に問題がある「特設注意市場銘柄」に指定する見通しだ。

一方、企業や役員に対して予想される訴訟は大きく分けて2つある。

まず虚偽記載による株価の下落で生じた損害を取り戻すため、株主が会社などを訴える株主損害賠償請求訴訟(証券訴訟)だ。東芝の株価は初めて問題を公表した4月3日に比べて26%安い。

弁護士が多数の東芝株主に訴訟を呼びかける可能性もある。米国の証券訴訟に詳しい清原健弁護士は「米預託証券が発行されている東芝は、米国でクラスアクション(集団訴訟)の形で証券訴訟を起こされる恐れもある」と指摘する。

2つ目は会社に対する役員の責任を追及する訴訟で、会社か株主が提訴する。会社法上、役員は会社に与えた損害を賠償する責任がある。会社が役員を訴えない場合、株主が会社に代わって訴えることができる。これを株主代表訴訟と呼ぶ。

今回のケースでは第三者委の設置で少なくとも10億円程度の費用、さらに課徴金の支出が見込まれる。これらを損害とみなし、株主代表訴訟が起きる可能性がある。

### 処分に加えて様々な訴訟リスクも

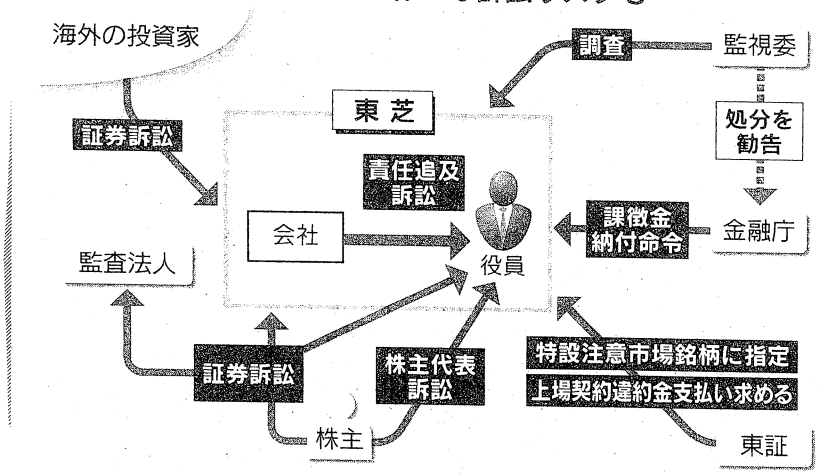


## 不適切会計

### 悪質なケースは上場廃止も

| | 内容 | 処分など | 監査法人 |
|---|---|---|---|
| 2004年 | **西武鉄道** | | |
| | 株式保有状況を偽って記載 | 上場廃止。証券取引法違反容疑で元会長が逮捕 | 個人2人 |
| | **カネボウ** | | |
| | 債務超過を資産超過と偽り公表 | 上場廃止。旧経営陣らが刑事告発 | 中央青山(当時) |
| 06年 | **ライブドア** | | |
| | 約53億円を売上高に不正計上 | 上場廃止。社長らが逮捕され実刑 | 港陽(当時) |
| 07年 | **IHI** | | |
| | 工事費用を過少計上、赤字を黒字と公表 | 課徴金15億9457万円。特設注意市場銘柄に指定(08年2月～09年5月) | 新日本 |
| 11年 | **オリンパス** | | |
| | 約1000億円の財テク損失を簿外で処理 | 旧経営陣ら逮捕。罰金7億円と課徴金1986万円。特設注意市場銘柄に指定(12年1月～13年6月) | あずさ、新日本 |

## ルールに反した会計処理

7/21

きょうのことば

▽…ルールに反した会計処理で有価証券報告書に事実と異なる数値を載せること。決算作業の単純なミスなど軽微な場合は「不適切会計」と言われることが多い。損失隠しや利益の水増しが組織的に行われるなど悪質性が高くなると「不正会計」、さらに刑事告発されるなど事件になれば「粉飾」と呼ぶのが一般的だ。

▽…証券取引等監視委員会は金融商品取引法に基づいて検査・調査する。金額や悪質性などをみて、有価証券報告書など開示書類の虚偽記載にあたると判断すれば、金融庁に課徴金処分を勧告したり、検察に刑事告発したりする。特に悪質で刑事告発されると、法人は7億円以下の罰金、個人は10年以下の懲役か1000万円以下の罰金、またはその両方が科せられることがある。

東芝 N03